

**関税体系****1. 貨物の物流に基づく分類**

輸入関税、輸出関税の区別がある。

**2. 課税の計算基準に基づく分類**

従価税、従量税、複合税がある。

**3. 徴収目的に基づく分類**

保護関税、財政関税がある。

輸入関税の概念は保護関税である。1991年からは、段階的に関税率を引き下げており、WTO加盟に伴い、2002年1月1日より、平均関税率は、従前の15.3%から2003年末の11%、2004年の10.4%、さらに2005年の9.9%に引き下げられる。2006年は9.9%を維持、2007年以降9.8%に引き下げられている。

**4. 輸入関税**

中国の輸入関税は「最恵国税率」「暫定税率」「協定税率」「特惠税率」「普通税率」に分類される。

国務院関税税則委員会が毎年『関税実施案』で各種税率の調整内容を発表する。また、すべての商品の関税税率は『輸出入税則』（中国税関出版社各年版）で調べることができる。

2017年1月1日より、『国務院関税税則委員会による2017年の関税調整方案に関する通知』（以下、「通知」）に基づき、一部の商品の輸入関税が調整されており、それらの商品の関税率を通知で調べることができる。

2018年1月1日より、一部の商品の輸出入関税が調整される。具体的な内容については『2018年関税調整方案』を参照のこと。

2018年関税調整方案（2018年1月1日より実施）

([http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201712/t20171215\\_2777552.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201712/t20171215_2777552.htm))

2019年1月1日より、一部の商品の輸出入関税が調整される。具体的な内容については『2019年関税調整方案』を参照のこと。

2019年関税調整方案（2019年1月1日より実施）

([http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/24/content\\_5351532.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/24/content_5351532.htm))

2019年4月9日より、『国務院関税税則委員会による輸入物品の税金を調整する通知』（税委会[2019]17号）に基づき、一部の商品の輸入関税が調整されている。それらの商品の関税率も通知で調べることができる。

2020年1月より、一部商品の輸入関税税率が調整される。具体的な内容については『2020年輸入暫定関税税率等の調整方案に関する公告』を参照のこと。

(2020年1月1日より実施)

『2020年輸入暫定関税税率等の調整方案に関する公告』

([http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201912/t20191220\\_3447086.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201912/t20191220_3447086.htm))

『中華人民共和国輸出入関税条例』および関連規定に基づき、『中華人民共和国輸出入税則（2020）』が公布された。（2020年1月1日より実施）

([http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201912/t20191230\\_3452186.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201912/t20191230_3452186.htm))

### (1) 最恵国税率

WTOメンバー国、あるいは中国と関税互惠協定を結んでいる国・地域からの輸入品に適用される。『輸出入税則』（2006年版）に基づき、2006年1月1日より143税目の最恵国税率が引き下げられる。2006年7月1日より、乗用車など42税目の最恵国税率が引き下げられる（うち乗用車、オフロード車、マイクロバスの完成車につき、税率は28%から25%に引き下げられる。車体、シャーシー、中・小排気量ガソリンエンジンなどの自動車部品につき、現行税率の13.8～16.4%から10%に引き下げられる）。また、『輸出入税則』（2007年版）に基づき、2007年1月1日より44税目の最恵国税率が引き下げられる。『2008年関税実施案』に基づき、2008年1月1日より45税目の最恵国税率が引き下げられる。『2009年関税実施案』に基づき、2009年1月1日より5税目の最恵国税率が引き下げられる。『2010年関税実施案』に基づき、2010年1月1日より、6税目の最恵国税率が引き下げられる。これにより、中国がWTO加盟後の税率引き下げ約束をすべて果たし、2011年以降最恵国税率の引き下げはない。

情報技術製品に対し、2017年1月1日～6月30日の期間において、第1回最恵国税率の引き下げを引き続き実施し、7月1日より第2回の最恵国税率の引き下げを実施する。

2019年関税調整方案（2019年1月1日より実施）に基づき、情報技術製品に対し、2019年7月1日より第4回の最恵国税率の引き下げを実施する。

2020年輸入関税税率の調整方案（2020年1月1日より実施）に基づき、2020年1月1日より859項商品（関税輸入枠商品を除く）に対し、輸入暫定税率を実施し、2020年7月1日より、情報技術製品に対し、第5回の最恵国税率の引き下げを実施する。

2020年7月1日より、原産地がキリバスである輸入貨物には『中華人民共和国輸出入税則（2020）』（税委会公告〔2019〕9号）により、最恵国税率が適用される。

### (2) 暫定税率

最恵国税率が適用される国・地域の輸入商品を対象とし、『2015年関税実施方案』に基づき、燃料油など749税目の輸入商品が暫定税率に適用される。

『通知』に基づき、2017年1月1日より822税目の輸入商品について暫定税率が適用される。2017年7月1日より805税目の輸入商品について暫定税率が適用される。

2019年関税調整方案（2019年1月1日より実施）に基づき、2019年1月1日より、706税目の輸入製品に対し、暫定税率が適用され、2019年7月1日より、14税目の情報技術製品の輸入暫定税率が取り消された上、1税目の輸入暫定税率の適用範囲が縮小される。

2020年輸入関税税率の調整方案（2020年1月1日より実施）に基づき、2020年7月1日より、7税目の情報技術製品の輸入暫定税率が取り消された。

### (3) 協定税率

中国と関連国・地域が締結した貿易や関税優遇協定に従い、関連国・地域からの輸入商品が協定税率に適用される。

①2015年に原産地が韓国、インド、スリランカ、バングラディッシュ、ラオスである1,891税目の商品がアジア太平洋貿易協定税率に適用される。

②2015年に原産地がブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアである部分税目の商品が中国・ASEAN全面的経済協力枠組協定(ACFTA)税率に適用される。

③2015年に原産地がチリである7,347税目の商品が中国・チリ自由貿易協定税率に適用される。

④2015年に原産地がパキスタンである6,546税目の商品が中国・パキスタン自由貿易協定税率に適用される。

⑤2015年に原産地がニュージーランドである7,351税目の商品が中国・ニュージーランド自由貿易協定税率に適用される。

⑥2015年に原産地がシンガポールである2,794税目の商品が中国・シンガポール自由貿易協定税率に適用される。

⑦2015年に原産地がペルーである7,124税目の商品が中国・ペルー自由貿易協定税率に適用される。

⑧2015年に原産地がコスタリカである7,320税目の商品が中国・コスタリカ自由貿易協定税率に適用される。

⑨2015年に原産地がスイスである7,110税目の商品が中国・スイス自由貿易協定税率に適用される。

⑩2015年に原産地がアイスランドである7,248税目の商品が中国・アイスランド自由貿易協定税率に適用される。

⑪2015年に原産地が香港地域、マカオ地域でかつCEPA原産地標準を満たしたそれぞれ1,812、1,315税目の商品がゼロ関税に適用される。また、2015年7月1日より新たにそれぞれ3税目、4税目にゼロ関税優遇が適用されるようになった。2016年1月1日より新たにそれぞれ2税目にゼロ関税優遇が適用されるようになる。

香港原産地認定では、従価比率（香港原産の原料・組立て部品の価格、香港での人件費および製品開発支出価格の合計と輸出製品のFOB価格との比）が30%以上必要とされる。CEPA（2012年4月1日改正実施）により、香港・マカオ原産地認定では、香港・マカオ輸出製品に使用された大陸原産の原材料あるいは組立て部品は香港原産とされる。ただし、輸出製品の従価比率は30%以上、かつ大陸原産の原材料あるいは組立て部品を計上しない場合、従価比率は15%以上と必要とされる。中国と香港、中国とマカオの双方は、原産地が相手国・地域である輸入貨物に対し、WTO規則に一致しない非関税措置を取らない。中国は原産地が香港・マカオである輸入貨物に対し関税割当管理を実施しない。また、双方は原産地が相手である輸入貨物に対し、アンチダンピングと相殺措置を取らない。また、

## 中国 関税制度

『税関総署公告2016年第35号』（2016年7月1日より実施）により、香港・マカオから、ゼロ関税優遇が適用される一部の税目に原産地標準は変更されるようになった。

⑫2015年に原産地が台湾地域である622税目の商品が中国・台湾の海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）貨物貿易アーリーハーベスト計画協定税率に適用される。

⑬2016年に原産地がアイスランドである27税目の商品、スイスである5923税目の商品、コスタリカである247税目の商品、ペルーである1802税目の商品、ニュージーランドである92税目の商品が関連国家、地域との自由貿易協定により、さらに減税される。

⑭『通知』に基づき、2017年1月1日より、以下の取り扱いが実施されている。

中国とオーストラリア、パキスタン、スイス、コスタリカ、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ペルーとの自由貿易協定および中国本土と香港・マカオとの間でそれぞれ締結されている経済貿易緊密化協定（CEPA）における一部の製品の協定税率がさらに引き下げられた。

中国とASEAN、チリ、シンガポールとの自由貿易協定、アジア太平洋貿易協定および中国・台湾の海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）における商品につき協定税率の実施が継続され、商品の範囲および税率の水準はいずれも据え置かれた。

2019年関税調整方案に基づき、2019年1月1日より、以下の取り扱いが実施されている。

ニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、韓国、オーストラリア、ジョージアおよびアジア太平洋貿易協定に加盟する国家に対し、その協定税率がさらに引き下げられた。また、中国本土と香港・マカオとの間でそれぞれ締結されている経済貿易緊密化協定（CEPA）の物品貿易協議に基づき、一部特殊な製品を除き、原産地が香港・マカオの製品に対し、全面的にゼロ関税が適用される。

2020年輸入関税税率の調整方案に基づき、2020年1月1日より、ニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、シンガポール、オーストラリア、韓国、チリ、ジョージア、パキスタンおよびアジア太平洋貿易協定に加盟する国家に対し、その協定税率がさらに引き下げられた。

#### （4） 特惠税率

中国と特殊な優遇関税協定を結んでいる国・地域に適用され、および国务院の関連規定に指定された国・地域に適用され、最惠国税率よりも優遇される特別措置。

2015年に原産地がバングラデシュ、ラオスである一部商品がアジア太平洋貿易協定の特惠税率に適用される。

2015年に原産地がエチオピア、ブルンジ、赤道ギニア、コンゴ民主共和国、ジブチ、ギニア、ギニアビサオ、レソト、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、南スーダン、シエラレオネ、セネガル、スーダン、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、チャド、中央アフリカ、アフガニスタン、イエメン、バヌアツ計24カ国である97%税目の商品がゼロ関税特惠税率に適用される。

2015年に原産地がアンゴラ、ベナン、トーゴ、エリトリア、コモロ、リベリア、ルワン

## 中国 関税制度

ダ、ニジェール、ザンビア、東ティモール、カンボジア、ミャンマー、ネパール、サモア計14カ国である95%税目の商品がゼロ関税特惠税率に適用される。

2015年に原産地がモーリタニア、バングラデシュである60%税目の商品がゼロ関税特惠税率に適用される。

『通知』に基づき、2017年1月1日より、後発発展途上国に対して特惠税率の実施が継続され、商品の範囲および税率の水準はいずれも据え置かれた。

2018年5月22日、国務院関税税則委員会は『完成車および部品に係る輸入関税の引下げに関する公告』（税委会公告[2018]3号）を公布し、自動車完成車および自動車部品の輸入関税の大幅な引き下げを発表した。新しい関税率は7月1日から実施される。改正後、9座席以下の小型乗用車、大型/中型乗用車、車両重量5トン以下の軽トラックの税率は現行の25%から15%に引き下げ、車両重量5トン以上のガソリントラック、車両重量5～20トンのディーゼルトラックの税率は現行の20%から15%に引き下げた。車両部品に対し、大型乗用車/軽トラックの車体・その他部品、大型乗用車/クレーンのシャーシー、大型乗用車の非駆動軸・部品、特殊用途自動車用その他部品、バンパー、変速機、ブレーキ、エアバック、ハンドル、サスペンション、クラッチおよび非道路用貨物ダンプカーのシャーシーは、改正後は均一の適用税率の6%が適用された。

2018年5月31日、国務院関税税則委員会は『日用消費財に係る輸入関税の引下げに関する公告』（税委会公告[2018]4号）を公布し、2018年7月1日より、日用消費財1,449品目の輸入関税の引き下げを発表した。

アジア太平洋貿易協定に基づき、アジア太平洋貿易協定における特惠税率がさらに引き下げられた。

赤道ギニアを除き、中国と外交関係を構築した最も発展していない国に対し、特惠税率が継続的に適用される。2020年1月1日より、赤道ギニアに対しゼロ関税の特惠税率適用が停止される。

バングラデシュとの交換文書に基づき、2020年7月1日から、原産地がバングラデシュである97%の税目製品に対し、ゼロ関税の特惠税率が適用される。

##### (5) 普通税率

上述の区分に当たらない国・地域からの輸入品に適用される。

## 5. 輸出関税

一部の輸出商品が輸出関税を徴収される。輸出関税は「暫定輸出税率」「特別輸出税率」「普通輸出税率」に分類される。

『外商投資企業の輸出課税商品の輸出関税課税問題に関する公告』（税関総署2007年第61号公告）によると、法律法規で明確に輸出関税の免除が規定されている商品を除き、外商投資企業の輸出課税商品は一律輸出関税を課税される。

2005年6月10日より、CEPA枠組みの下で、香港・マカオから中国大陆に加工が発注され

## 中国 関税制度

たOPA（Outward Processing Arrangements）の紡績品が、中国大陸で簡単に加工してからまた香港・マカオに輸出される場合、関連証明書によって輸出関税が免除される。

2015年に石炭、石油原油、化学肥料、鉄合金などの商品が引き続き輸出暫定税率で課税される。

2017年に213税目の輸出商品に対し輸出関税が課税される。そのうち50税目の輸出商品の暫定税率はゼロである。

2019年に108税目の輸出商品に対し輸出関税が課税されるか、もしくは輸出暫定税率が適用される。また、94税目の輸出商品の暫定税率は取り消される。

2020年1月1日より、107税目の輸出商品に対し輸出関税が課税され、輸出税率もしくは暫定税率が適用される。徴収される商品の範囲と税率は変わらない。

## 6. 加工貿易に対する関税措置

『加工貿易の輸出課税商品の輸出関税徴収の関連問題に関する公告』（2003年5月1日より実施）により、加工貿易の輸出課税商品は、すべて輸入材料で加工した場合、輸出関税が課されない。国産の材料で加工した部分がある場合、国産材料の比率で輸出関税が課される。

『「税関による加工貿易貨物の監督管理方法」の改正に関する決定（二）』（2010年12月5日より実施）により、税関の許可を経て、加工貿易の輸入材料に保税監督を実施する場合、加工製品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出量に基づきネッティングする。輸入の際に課税した場合、加工製品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出量に基づき税金を還付する。

『税関による加工貿易貨物の監督管理方法』（2014年3月12日より実施）により、加工貿易の輸入材料に保税監督を実施する場合、加工製品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出量に基づき税金をネッティングする。

加工貿易の輸入材料が関連規定に基づき、輸入時に徴税され、加工製品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出量に基づき税金を還付する。

加工貿易の輸出製品に輸出関税が徴税される必要がある場合、税関は関連規定に基づき、輸出関税を徴収する。

商務部・税関総署公告2016年第45号（2016年9月1日より実施）

## 7. その他の関税措置

- ・アンチダンピング税（AD税）：徴収期限は5年を超えないものとする。
- ・相殺措置税（反補助金税）：徴収期限は5年を超えないものとする。
- ・特別関税（セーフガード）：WTO協定で認められる緊急輸入規制措置。臨時特別関税が200日を超えないものとする。調査の最終裁定により、特別関税または数量規制が課される。セーフガードの期限は4年を超えないものとする。

## 中国 関税制度

- 特別セーフガード（SSG）：協定で関税化された農産物だけに適用され、定められた基準を超えた輸入の急増や輸入価格の低落時に自動的に発動することができる。
- 情報技術協定（ITA）税率：15種の商品が適用される。ITA税率に適用されるかどうか、企業所在地の税関にて認定が必要。